

A E Dの普及啓発に向けた基本方針

平成18年5月

八 都 県 市

目次

- 1 AED普及啓発の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 AED普及啓発に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
 - (1) AEDを認知させていくうえでの課題・・・・・・・・・・・・ 2 頁
 - (2) 救命講習を受講する必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 公共団体が主体となって実施・整備するもの・・・・・・・・・・ 3 頁
 - (1) 公共施設へのAEDの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
 - (2) 救命講習会の受講促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
 - (3) PRの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
 - (4) 四都県内各市区町村への依頼・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 4 民間事業者等に働きかけるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
 - (1) AED（マーク含）設置の必要性を働きかける民間事業者の施設・ 4 頁
 - (2) 救命講習会を積極的に受講するよう働きかける・・・・・・・・ 4 頁
 - (3) 住民団体等へ普及啓発推進を要請する・・・・・・・・・・・・ 4 頁

1 AED普及啓発の基本的考え方

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は誰でも電氣的除細動を行うことのできる機器である。

平成16年7月1日に厚生労働省から通知が発出されるまでAEDも含めて除細動器の使用は医業（医療行為）にあたり、資格（医師本人、医師の指示の下での看護師、救急救命士の使用）のない者の使用は医師法等に抵触したが、平成16年7月以降は、非医療従事者もAEDの使用が可能となった。

しかしながら、AEDについては、公共団体も含め、未だ広く認知されているとはいえない状況にあり、設置等に関する統一された規準などはなく、各公共団体、各事業者等が、それぞれの立場から導入している状況である。

こうした現況を踏まえ、1分1秒でも早く除細動を行い、心臓突然死を少しでも減少させるべく民間事業者等も含め、八都県市が協同でAEDについて普及啓発するため、八都県市の標準的な取組みを示す基本方針を策定するものである。

※ 平成17年11月28日にILCORからCOSTRが報告され、AHAとERCから新ガイドラインが発表された。

日本においても平成18年4月に心肺蘇生法委員会から新しい救急蘇生ガイドライン（心肺蘇生法、AED使用方法等についての指針）が示された。

今後は、この新しい救急蘇生ガイドラインを踏まえ、AEDの普及啓発を推進していく必要がある。

※ILCOR・・・・・・・・・・国際蘇生連絡協議会

COSTR・・・・・・・・・・心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告の国際コンセンサス

AHA・・・・・・・・・・米国心臓協会

ERC・・・・・・・・・・ヨーロッパ蘇生協会

2 AED普及啓発に当たっての留意事項

AEDを普及啓発するに当たっての留意事項を次に掲げる項目のとおり整理し、この内容を踏まえ、具体的な普及啓発を推進していくこととする。

- (1) AEDを認知させていくうえでの課題。
- (2) 救命講習を受講する必要性。

(1) AEDを認知させていくうえでの課題

AEDについては、平成16年7月によりやく非医療従事者の使用が認められたばかりであり、

- 「機器そのものが一般にはあまり知られていない」
- 「仮に設置されていても心肺停止に対して有効な機器であることが認知されていない」
- 「有効であることが認知されていても取り扱い方が分からない」

などが危惧されるため、AEDのことを知らない住民に対し、正確な情報を伝える必要がある。

(2) 救命講習を受講する必要性

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会報告書」においても「心停止者が救命される可能性を向上させるためには、迅速な基本的心肺蘇生処置と迅速な電氣的除細動が、それぞれ有効であることが明らかとなっている。また、AEDの使用に当たっては、意識や呼吸の有無を的確に判断する技能を身につけることが必要である。これらのことから、自動体外式除細動器の使用に関する講習会において、既に基本的心肺蘇生処置に習熟していると考えられるなどの場合を除き、基本的心肺蘇生処置を含むことが適切と考えられる。」としており、迅速で正確な除細動を行うために、救命講習受講の必要性を広報していく必要がある。

また、同報告書は「基本的心肺蘇生処置は、一旦習得してもその技能の維持が必ずしも容易ではないなど、課題があることが指摘されている。」としており、救命技能の再講習の時期が来た場合、多くの方が講習を受けるように更新の講習方法及び更新の受講推進のための情報発信についても工夫することが望ましい。

3 公共団体が主体となって実施・整備するもの

八都県市では、各自治体の現在の設置状況に既に差異があることから、各自治体の実状を踏まえ、共通の方針に沿って次に掲げる項目について、推進していくものとする。

- (1) 公共施設へのAEDの設置。
- (2) 救命講習会の受講を促進する。
- (3) PRの実施。
- (4) 4都県内各市区町村への依頼。

(1) 公共施設へのAEDの設置

AEDを設置する等の法令が現在の日本には存在しない。現在、我が国においてAEDが普及しているのは、官民を問わず「人命の尊さ」に対する強い認識に他ならない。そこで今後、AEDを一層普及させていくために、救命効果・普及啓発効果が高いと思われる公共施設に導入していくことが必要であることから、八都県市で設置することが望ましい共通の公共施設を示す。

(2) 救命講習会の受講促進

心肺停止状態の傷病者が発生した救急現場のバイスタンダーが、AEDを用いて早期除細動を行うことが心停止状態の傷病者の救命に有効であることは統計的に明らかにされている。

そのため、意識の向上、心肺蘇生法のスキル会得を図り、救命講習会の受講を促進する。

(3) PRの実施

- ① 八都県市のなかで使用するための基本的なポスター、キャッチフレーズ、マークを作成し、自治体を使用する際の設置場所の目安を定める。
- ② 視覚に訴える効果的なPRを推進する。
- ③ 音声による効果的なPRを推進する。

(4) 四都県内各市区町村への依頼

上記(1)(2)(3)の八都県市として推進していく各項目について、四都県内の各市区町村に対し、AED普及啓発について八都県市首脳連名による依頼を行う。

4 民間事業者等に働きかけるもの

不特定多数の住民が訪れる施設は、公共施設だけではなく、救命のためには、官民一体となってAEDの普及啓発活動を行うことが効果的であることから、八都県市が次に掲げる項目について、民間事業者等に働きかける。

- (1) AED（マーク含）設置の必要性について民間事業者に働きかける。
- (2) 設置の必要性について働きかける業界を中心に、救命講習会を積極的に受講するよう働きかける。
- (3) 住民団体等へ普及啓発推進を要請する。

※下記（1）①及び（2）については、八都県市が協同で行う。

下記（1）②及び（3）については、八都県市それぞれの自治体が行う。

(1) AED(マーク含)設置の必要性を働きかける民間事業者の施設

① 八都県市が協同で設置の必要性を働きかける施設

- ・交通施設（駅）
- ・商業施設
- ・宿泊施設

② 八都県市それぞれの自治体の実状に合わせて設置の必要性を働きかける施設

- ・体育施設
- ・民間病院・診療所
- ・福祉施設等
- ・私立学校
- ・娯楽施設

(2) 救命講習会を積極的に受講するよう働きかける

救命講習会の一般的な広報のほかに、(1) で列挙した施設の関係者を中心に、救命講習受講の必要性などをPRし、受講を働きかける。

(3) 住民団体等へ普及啓発推進を要請する

応急手当指導員及び応急手当普及員の再講習と新規受講等の呼びかけや住民団体等に対し、普及啓発活動を自主的に行うよう要請する。